

(平成23年7月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	21 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	18 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	37 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	25 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月から59年5月まで
② 昭和60年2月から平成元年4月まで

A市、B市に住んでいた時は勤務先で給料から天引きで国民年金保険料を納付してくれていたと思う。A市に居住していた昭和51年度は免除とされているが、免除申請を行った記憶は無く、勤務先で同様に保険料を納付してくれていたと思う。

C市に転居後は、国民年金の住所変更の手続や厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、保険料は私や元妻が遅れて納付したこともあったとは思いますが、銀行で毎月納付していたので保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は申立期間①については、以前からA市に居住しており、当時の勤務先の事務員が国民年金の加入手続を行ってくれ、保険料は給料から天引きして納付してくれていたとしており、B市に転居してからも兄の事業所で勤務することとなり、兄の妻がA市での勤務先と同様に保険料を給料から天引きして納付してくれていたとしている。その後C市に転居してからは、申立人自身が住所変更手続を行い、保険料は申立人又は元妻が納付期限に遅れたこともあったが、納付していたとしている。

国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が20歳に到達する前月の昭和45年*月にA市で払い出されていることが確認できるとともに、戸籍の附票及び国民年金被保険者台帳によると、申立人は、手帳記号番号が同市で払い出された後、50年9

月 10 日に同一市内で転居し、52 年 3 月 18 日に同市から B 市に、57 年 1 月 12 日には同市から C 市に転居しており、厚生年金保険被保険者資格を取得した 59 年 6 月 5 日に国民年金被保険者資格を喪失するまで、いずれも前述の A 市で払い出された手帳記号番号が引き継がれているため、転居の際は各市で国民年金に係る住所変更手続を行っていたものとみられることから、申立期間①の保険料を納付することは可能であったと考えられる。

- 2 申立期間①のうち、昭和 50 年 4 月から A 市内で転居する同年 9 月までの期間については、i) 20 歳到達月から当該期間の直前である同年 3 月までの保険料が納付済みとされていること、ii) 国民年金被保険者台帳によると、住所地は納付済期間と同じ事業主名方であり、同じ事業所で勤務していたと推認できることから、勤務先で申立人の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和 50 年 10 月から B 市に転居する 52 年 3 月までの期間については、i) 上記のとおり、同じ A 市内ではあるが 50 年 9 月に転居していることから、同じ事業所で勤務していたとは推認し難いこと、ii) 申立人は昭和 51 年度について、免除申請を行った記憶は無いとしているものの、同市の国民年金の記録及び国民年金被保険者台帳によると、51 年 7 月に免除申請が行われたことにより全額申請免除期間とされていることが確認できること、iii) 申立人は保険料納付に直接関与していないことから、保険料を納付していたと推認するまでには至らない。

また、申立期間①のうち、B 市在住時である昭和 52 年 4 月から 56 年 12 月までの期間については、申立人は保険料納付に直接関与しておらず、保険料を納付していたとする兄及びその妻とは連絡が取れないため、保険料納付の状況は不明である。

さらに、申立期間①のうち、C 市在住時である昭和 57 年 1 月から 59 年 5 月までについては、i) 申立人は自身又は元妻が、納付期限に遅れたこともあったが、保険料は 1 か月ごとに納付書で納付したとしているところ、同市における当時の保険料の徴収は 3 か月単位であったことから、申立人の主張とは相違すること、ii) 同市の国民年金保険料検認状況一覧票においても、57 年 4 月から 59 年 5 月までについては、オンライン記録同様、未納とされていることから、保険料を納付していたとは考え難い。

- 3 申立期間②については、C 市在住時であり、申立期間②前の昭和 59 年 6 月 5 日から 60 年 2 月 17 日までの期間及び申立期間②後の平成元年 5 月 10 日から 16 年 12 月 31 日までの期間が申立人の厚生年金保険被保険者期間であるところ、申立人は、昭和 60 年 2 月 17 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失後、同市 D 区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったとしている。

しかしながら、オンライン記録では、申立人は、昭和 59 年 6 月 5 日に厚

生年金保険被保険者資格の取得に伴い、同日に国民年金被保険者資格を喪失後、再び同資格を取得したのは、申立期間②後の厚生年金保険被保険者期間に係る被保険者資格を喪失した平成16年12月31日であることが確認できることから、申立期間②は国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人は、C市在住時である申立期間②の保険料は、上記申立期間①の同市在住時同様、1か月ごとに納付書で納付していたとしているが、申立期間②のうち、昭和62年3月までの同市における保険料の徴収は3か月単位であった。

- 4 申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間①のうち、昭和50年10月から59年5月までの期間及び申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年7月から同年9月まで
② 平成13年5月

申立期間①については、平成7年6月頃だと思いが、A町役場で国民年金の加入手続を行い、年金手帳を受け取った。いつ頃いくら納付したかは覚えていないが納付したはずである。もしかしたら納付のお知らせが届いたので役場の窓口で現金で保険料を納付したのかもしれない。申立期間②についても、いつ頃どこでどのようにいくら納付したか分からないが納付したと思う。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、国民年金保険料の納付は親からも義務だと教えられていたので納付しているはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①は3か月と短期間である。また、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成8年11月29日にA町に払い出されており、申立人は申立期間①後から1年ぐらゐ海外で居住していたとしていることから、帰国後のこの頃に国民年金の加入手続が行われ、資格取得日を遡って厚生年金保険被保険者資格を喪失した7年7月21日、資格喪失日を同年10月8日、再資格取得日を8年10月3日とする事務処理が行われたものとみられる。この払出時期を基準とすると、申立人は、申立期間①の保険料を過年度納付することが可能であった。

さらに、申立人は、平成23年3月までの国民年金加入期間（申立期間①及び②を除く。）に保険料の未納は無く、16年2月、同年3月、17年6月及び19年1月から同年3月までの期間の保険料については、過年度納付して

いることが確認できることから、申立人は国民年金の加入期間に未納が生じないように努めていたことがうかがわれる。このことから、前述のとおり過年度納付が可能であった申立期間①の保険料についても納付していたものと考えても不自然ではない。

- 2 申立期間②については、厚生年金保険被保険者資格（平成12年10月1日から13年5月31日まで）喪失後の厚生年金保険から国民年金への切替手続及び保険料納付について、申立人は、切替手続時期、切替手続場所、保険料の納付時期及び納付場所についての記憶は無く、加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立期間②の国民年金被保険者資格は、オンライン記録によれば、申立人の厚生年金保険被保険者期間が判明したことから平成16年4月27日に資格取得年月日及び資格喪失年月日の追加が行われたことにより発生したものであることが確認できる。このことから、申立人は、申立期間②当時、国民年金に未加入であったものとみられる上、当該追加が行われた時点では、申立期間②は時効により保険料を納付できなかったものと考えられる。このことは、A町の国民年金被保険者名簿で申立期間②の保険料が未納とされていることとも符合する。

さらに、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成7年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 5 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 5 月から同年 9 月まで

私は、申立期間当時の国民年金加入手続についての記憶は無いが、その当時、納付書が数回送付されてきたと思う。申立期間の国民年金保険料は、再就職(昭和 63 年 10 月)以降に送付されてきた納付書で 4 万円ぐらいを金融機関で一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 5 か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無い。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 63 年 5 月 25 日に A 市 B 区に払い出されていることから、その頃に申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、資格取得日を遡って申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年 3 月 1 日とする事務処理が行われたものとみられる。この手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間の保険料は現年度納付することは可能であった。

さらに、申立人は、申立期間の保険料は、再就職(昭和 63 年 10 月)以降に送付されてきた納付書で 4 万円ぐらいを金融機関で一括納付したとしているところ、申立期間の保険料を一括納付した場合の保険料額は、3 万 8,500 円であり、申立人が納付したとする保険料額と近似していることから、現年度納付が可能な申立期間の保険料を送付されてきた納付書によりまとめて現年度納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格取得日は昭和17年6月1日、資格喪失日は19年3月1日であると認められることから、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、昭和17年6月から18年5月までは60円、同年6月から19年2月までは80円とすることが妥当である。

また、申立人のB社における資格取得日は昭和19年3月1日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、110円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月1日から19年3月1日まで
② 昭和19年3月1日から同年6月1日まで

私は、弟と一緒にA事業所に勤務した。弟の厚生年金保険の被保険者記録は有るのに、私の被保険者記録は無いので、申立期間①について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、B社はA事業所から継続して勤務していたが、昭和19年6月1日からの被保険者記録しか無いので、申立期間②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が「夫は、A事業所に弟と一緒に勤務していたが、申立期間①当時陸軍に召集されたものの、C県で負傷し入院、退院後召集解除され同事業所に戻った。その後も弟と一緒に勤務したが、2人そろって同事業所を辞め、B社に勤務したと聞いた。」とする証言は、具体性があり、申立人に係る軍歴証明書及び申立人の弟の厚生年金保険被保険者記録と符合していることから、申立人が申立期間①及び②当時、A事業所及びB社に継続して勤務し

ていたことが推認できる。

申立期間①について、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、改名前の申立人と同姓同名で当該被保険者名簿に記載されている記号番号と申立人の基礎年金番号は一致するものの、当該基礎年金番号に統合されていない被保険者記録（資格取得日は、昭和17年6月1日、資格喪失日が記載されていない。）が確認できる。

また、改名前の申立人と同姓同名の者に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、A事業所の資格喪失日は昭和17年3月1日と記録されているものの、18年6月に標準報酬月額が改定された旨の記録が確認できることから、年金記録の管理が不適切であったとことがうかがえる。

さらに、申立期間①当時、申立人と同様に、A事業所及びB社に継続して勤務していた申立人の弟を含む被保険者4人のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳において、いずれも同事業所における資格喪失日が昭和19年3月1日と記録されている。

これらを総合的に判断すると、当該未統合の被保険者記録は、申立人の記録であると判断できることから、申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和17年6月1日、資格喪失日は19年3月1日であると認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、当該被保険者名簿及び当該被保険者台帳の記載から、昭和17年6月から18年5月までは60円、同年6月から19年2月までは80円とすることが妥当である。

申立期間②については、B社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人が昭和19年3月1日に被保険者資格を取得した旨の記録が確認できるが、当該資格取得日は、同僚39人と同様に、当初、同年6月1日とされていた記録が、同年3月1日に訂正されていることが確認できる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、B社における資格取得日は昭和19年3月1日と記録されていることが確認できる。

さらに、B社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者記録に係る備考欄には、工員であることを示す「乙」が記載されており、同様に「乙」が記載されている複数の同僚のうち、直前に勤務したA事業所において昭和19年3月1日まで被保険者記録が確認できる男性同僚4人は、いずれもB社における資格取得日が同年3月1日とされていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において申立人に係る記録管理が適正に行われていなかったとことがうかがえることから、申立人のB社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和19年3月1日であると認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、当該被保険者名簿及び当該被保険者台帳の記載から、110円とすることが妥当である。

愛知厚生年金 事案6049～6057（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を〈標準報酬月額〉（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} (別添一覧表参照)
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：〈申立期間（自）〉（別添一覧表参照）から〈申立期間（至）〉（別添一覧表参照）まで

A社B支店で平成元年9月の賃金改定を受け、人事給与システムの自動計算により同年12月に随時改定の判定を行い、同年12月から改定後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたが、社会保険事務所（当時）には当該随時改定の届出の記録が無い。

A社が保管している人事給与システムから出力されたデータにおいて、申立期間について、平成元年12月分の給与から変更後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び同社から提出された人事給与システムに基づく保険加入履歴データの一覧表により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額〈標準報酬月額〉（別添一覧表参照）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る随時改定の届出を社会保険事務所に提出しておらず、当該随時改定後の標準報酬月額に基づく保険

料を納付していないと認めていることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件 9 件（別添一覧表参照）

別紙 厚生年金あっせん一覧表

事案番号	氏名	基礎年金番号	性別	生年月日	住所	申立期間 (納付記録の訂正が必要な期間)		標準報酬月額
						自	至	
6049			男	昭和46年生		平成元年12月1日	2年10月1日	16万 円
6050			女	昭和44年生		平成元年12月1日	2年9月1日	19万 円
6051			女	昭和43年生		平成元年12月1日	2年9月1日	18万 円
6052			女	昭和45年生		平成元年12月1日	2年10月1日	18万 円
6053			女	昭和43年生		平成元年12月1日	2年9月1日	18万 円
6054			女	昭和45年生		平成元年12月1日	2年10月1日	18万 円
6055			女	昭和46年生		平成元年12月1日	2年10月1日	15万 円
6056			女	昭和45年生		平成元年12月1日	2年10月1日	20万 円
6057			男	昭和40年生		平成元年12月1日	2年9月1日	20万 円

愛知厚生年金 事案6058

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（110万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を110万8,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月9日

A社B支店で支給された賞与のうち平成16年7月9日支給分について、賞与から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。このため、申立期間について、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年の源泉徴収簿兼賃金台帳の写しにより、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（110万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料を保管していないため不明と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年1月15日から32年4月1日まで

A事業所を退職した後の昭和35年12月6日に脱退手当金を受け取った記録となっているが、手続をした覚えは無く、受け取った覚えも無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間のA事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3年8か月後の昭和35年12月6日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立期間のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和32年5月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の3回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、申立期間を含む4回の被保険者期間のうち、3回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年5月21日から41年2月21日まで
② 昭和42年10月2日から43年7月4日まで

私は、平成18年頃、社会保険事務所（当時）で記録を確認した時、申立期間が脱退手当金の受給期間となっていることを初めて知った。

A社を退職後、同社から脱退手当金についての説明が無く、また、受給期間と未請求期間が交互にあるのは不自然であるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①以前の被保険者期間及び申立期間①と②の間にある被保険者期間について、その計算の基礎とされておらず未請求となっているが、脱退手当金を請求するに当たり、これを失念するとは考え難い上、未請求期間となっている申立期間①と②の間にある被保険者期間と申立期間①及び②は同じ被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立期間における最終事業所での厚生年金保険被保険者期間は脱退手当金の受給要件である24か月に満たない9か月であり、同事業所における被保険者期間単独では受給権が発生しない上、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人が被保険者資格を喪失した日（昭和43年7月4日）の前後約2年間に被保険者資格を喪失した受給資格のある女性32人のうち、短期間で被保険者資格を再取得した16人を除いた16人の脱退手当

金の支給記録を調査したところ、支給記録がある者は5人と少ないことから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求をしたとは考え難い。

さらに、申立人は、支給決定日の約4か月後の昭和44年4月から60歳に達する月の前月である平成18年12月まで国民年金保険料を全て納付していることを踏まえると、当時、年金に対する意識は高かったと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年12月2日から40年8月11日まで
② 昭和40年9月1日から41年5月1日まで
③ 昭和41年4月1日から同年11月11日まで

私は、出産のためA社を退社したが、5年もたってから脱退手当金の手続を行ったことも受け取ったことも無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和41年11月11日）から約4年8か月後の46年7月5日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人がこれを失念するとは考え難い上、申立期間の脱退手当金として支給されたとする額は法定支給額と相違している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年1月10日から35年1月1日まで
② 昭和34年12月17日から36年2月3日まで
③ 昭和36年6月3日から同年8月1日まで
④ 昭和36年11月1日から37年3月1日まで
⑤ 昭和37年3月1日から同年12月2日まで

私がA事業所、B事業所、C社D支店、E社F支店及びG社H支店に勤務した期間の厚生年金保険は、脱退手当金が支給されたこととして記録されている。

しかし、私は、当時、脱退手当金という制度も知らず、脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶も無いので、調査をして、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間⑤に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約1年後の昭和38年12月7日に支給決定されたこととなっており、事業主が代理請求したとは考え難い上、支給されたとする額は法定支給額と246円相違しているが、その原因は不明である。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険の被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、最初の被保険者期間と申立期間③及び④の間の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者原票の氏名は変更処理がなされておらず、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿では、昭和62年2月に氏

名変更が行われており、脱退手当金支給決定当時は、旧姓のままであることから、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は38年4月*日に婚姻、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

加えて、異なる番号で管理されている厚生年金保険の被保険者期間について脱退手当金を支給する場合には、番号の重複取消を行った上で支給することとなるが、申立期間①、②、④及び⑤と申立期間③はそれぞれ異なる番号で管理されていたにもかかわらず、重複取消が行われていない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年3月23日から36年12月31日まで
② 昭和37年2月1日から同年8月1日まで
③ 昭和38年4月1日から39年7月1日まで

今回、日本年金機構からはがきを受け取って、脱退手当金について初めて知った。脱退手当金を受け取っていないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年5か月後の昭和40年11月24日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、5回の被保険者期間のうち、2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっているが、そのうち1回は、申立期間の脱退手当金が支給されたとする日の直近の期間で申立期間③に係る事業所と同一の事業所に勤務していた期間であり、申立人がこれを失念するとは考え難い上、未請求となっている2回の被保険者期間と3回の申立期間は全て同一番号で管理されていたにもかかわらず、そのうち一部の期間のみ支給されるということは事務処理上不自然である。

さらに、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と829円相違している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年9月26日から37年1月27日まで

日本年金機構から確認はがきが届き、申立期間については脱退手当金が支給されているため、厚生年金保険の支給対象とはならないことが分かった。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年2か月後の昭和38年3月27日に支給決定されたこととなり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間よりも前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

さらに、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と180円相違している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月13日から42年5月18日まで

日本年金機構からの確認はがきにより、申立期間については脱退手当金が支給されているため、厚生年金保険の支給対象とはならないことが分かった。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年6か月後の昭和43年11月14日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求した可能性は低いものと考えられる。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、未請求の被保険者期間のうち1回は、申立事業所と同一の事業所である上、2回合わせて9年以上の長期間である被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年7月から8年3月までの期間及び10年4月から12年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年7月から8年3月まで
② 平成10年4月から12年3月まで

申立期間は大学生だったので、母親が私の国民年金の免除申請手続きを行ってくれていた。平成12年3月に大学を卒業するまでの期間は漏れなく手続きしているはずだと言っているので、申立期間が免除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の免除申請手続きに直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、加入手続及び免除申請時期については明確に覚えていないとしていることから、これらの詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は平成8年8月頃に払い出されており、これ以外に申立人に対して記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に初めて国民年金の加入手続が行われ、申立人が20歳となった7年*月まで遡って被保険者資格を取得する処理が行われたものとみられる。このことから、申立人は、申立期間①当時は国民年金に未加入であったことになり、加入手続が行われた時点において、母親は申立期間①の免除申請を行うことはできなかったと考えられる。

さらに、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、申立期間①と②の間である平成8年度及び9年度に関しては申請免除期間とされていることが確認できるものの、申立期間①及び②については、免除申請が行われた記録は無く、免除申請が行われた形跡は見当たらない。

加えて、A市の国民年金被保険者名簿等によると、平成9年4月に申立人の

みが同市B区から同市C区に住所変更を行っていることが確認できる。当時同市では、保険料免除者に対して年度末の3月に翌年度の免除の案内状を送付していたとしているところ、前記住所変更により、申立期間②に係る平成10年度の案内状については、同区の住所地に送付されたと考えられる。このため、当該免除の案内について母親が直接承知することはできなかったものとみられる上、申立人及び母親共にこの案内に係る記憶は無いとしていることから、母親が9年度と同様に、申立期間②の免除申請を行っていたと推認することまではできない。

このほか、申立期間②については、行政側において、2年連続して免除記録の管理に不備があるとは考え難い上、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年7月から14年3月までの期間及び19年6月から22年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年7月から14年3月まで
② 平成19年6月から22年9月まで

申立期間①及び②は、それぞれ申請免除期間及び法定免除期間とされているが、これらの届出を行ったことは無く、保険料を納付していた。納付場所、納付時期及び納付金額について覚えていないが、国民年金保険料を納付していたのは間違いないので、納付のあったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の保険料納付について、納付場所、納付時期及び納付金額の記憶は無いとしていることから、保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申請免除期間とされている申立期間①について、申立人は免除申請を行っていないとしているが、オンライン記録によると、平成10年7月から11年3月までについては、免除申請が10年8月に行われ、同年10月に承認されているとともに、残る平成11年度から13年度までについては、いずれの年度も4月に免除申請が行われ、当該年度の8月又は9月に承認されていることが確認できる上、申立期間①当時、申請免除に係る承認は申請を行った日の属する月の前月から指定する月までの期間とされていることから、その事務処理に不自然さは見当たらない。

さらに、法定免除期間とされている申立期間②についても、申立人は法定免除の届出を行っていないとしているが、平成19年7月9日にA市B区から申立人に係る法定免除の国民年金保険料免除理由該当届が提出され、免除理由が国民年金法第89条第2号（生活扶助等の受給関係）に該当することにより、

同年6月から法定免除期間とされている。

加えて、申立期間①のうち、年度当初から免除期間とされている平成11年度から13年度までの期間及び申立期間②のうち、20年度から22年度（平成22年10月以降を除く。）までの期間については、納付書が発行されることは無いことから、保険料を納付することはできなかったと考えられる上、申請免除期間及び法定免除期間についての保険料を納付する場合には、追納申込みを行うことが必要となるが、申立期間①及び②について追納申込みが行われた形跡は見当たらないことから、追納により保険料を納付したとも考え難い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年10月から14年3月までの国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年10月から14年3月まで

私は、当時は学生であり、国民年金保険料の納付が困難であったことから、学生納付特例の申請手続きを行った。母子家庭であり、学費も奨学金を借りていた状況であったので、母親にも勧められ、私が学生納付特例の申請手続きを行ったと思うので、申立期間が学生納付特例期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する保育士資格証明書によると、申立人は、平成14年3月に学校を卒業しており、申立期間は学生であったことが確認でき、オンライン記録によると、申立人に対しては13年9月に基礎年金番号が付番され、国民年金被保険者資格を取得していたことが確認できることから、学生納付特例の申請手続きを行うことは可能であったものと考えられる。

しかしながら、申立期間当時は、学生納付特例の申請が承認された場合は、当該申請が行われた月の前月から保険料の納付が猶予される場所、申立人は、申立期間の学生納付特例の申請手続きについては、20歳になってすぐではなかったが遅くとも学校を卒業する前に行ったと思うとしているなど、申請手続きを行ったとする時期は明確に記憶しておらず、申請手続きに係る記憶も具体的ではないことから、当該申請手続きに関する詳細は不明である。

また、A市の国民年金全件リストによると、申立人は平成13年度においては、学生であったこととされているものの、申立期間の保険料については、納付が猶予されていたわけではなく、未納とされている。

さらに、申立人が学生納付特例の申請手続きを行ったとする頃であれば、通常はオンライン記録において当該申請手続きが行われた年月日、保険料の納付が猶

予された期間等が確認できるが、申立人が保険料の納付猶予の申請手続を初めて行ったとされる記録は平成 17 年度以降の記録のみであり、これ以前に申立人が保険料の納付を猶予されていた形跡はうかがえない。

加えて、申立人が申立期間に係る学生納付特例の申請を行ったことを示す関連資料は無く、ほかに学生納付特例の申請を行ったことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 3 月から平成元年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月から平成元年 5 月まで

A 市 B 区役所から国民年金に加入してくださいと言われ、母親が国民年金の加入手続を行ってくれた。その後、納付書が送られてきたので、母親が国民年金保険料も遡って一括して納付してくれた。

保険料を納付したことが分かるものは無いが、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする母親は、加入手続時期について明確な記憶は無いとしているものの、申立期間の保険料については、申立人が 23 歳の時に納付書を送付されてきたので 3 年分の保険料を一括して納付したとしているところ、申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿を見ると、同名簿が作成されたのは平成 3 年 5 月であることが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、この頃とみられ、これは母親が申立期間の保険料納付を行ったとする時期とおおむね一致しているとともに、国民年金被保険者資格は、申立人が 20 歳に到達した昭和 63 年 * 月に遡って取得していることが確認できる。

しかしながら、上記加入手続時点（平成 3 年 5 月）を基準とすると、申立期間のうち、元年 4 月及び同年 5 月の 2 か月を除く期間については、時効が成立（2 年）しており、納付書を送付されることは考え難いことから、当該期間の保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、平成元年 4 月及び同年 5 月については、上記加入手続時点であれば、時効は成立しておらず過年度納付することは可能であったものの、オンライン記録によると、同年 6 月から 2 年 3 月までの保険料が 3 年 7 月 24 日に一括で

過年度納付されていることが確認でき、ほかに一括で納付されている過年度の保険料は見当たらないことから、母親が初めて過年度の保険料を納付したのは、この同年7月24日であるとみられ、この時点においては、元年4月及び同年5月についても既に時効が成立していたこととなり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿及び国民年金保険料検認状況一覧票においても、申立期間の保険料が納付された形跡は見当たらない。

加えて、母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年11月から9年3月までの期間及び11年8月から12年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年11月から9年3月まで
② 平成11年8月から12年6月まで

申立期間①の免除期間の国民年金保険料は、納付時期及び納付金額は覚えていないが、社会保険事務所（当時）から届いた納付書で、私か母親がコンビニエンスストアや郵便局で1回につき1か月分又は2か月分あるいは3か月分を数年かけて納付した。申立期間②について、会社退職後、時期は覚えていないがA市B区役所で国民年金加入手続を行い、その後送付されてきた納付書で保険料額の記憶は無いが、私が申立期間②中に2回に分けて同区役所と郵便局で納付した。申立期間の保険料を納付したことを示す領収書は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の国民年金保険料について、社会保険事務所から届いた納付書で、自身か母親がコンビニエンスストア（以下「コンビニ」という。）や郵便局で1回につき1か月分又は2か月分あるいは3か月分を数年かけて納付したとし、申立期間②の国民年金保険料については、国民年金加入手続後に送付されてきた納付書で自身が申立期間②中に2回に分けてA市B区役所と郵便局で納付したとしているところ、i) 申立期間①の免除期間の保険料を追納する場合、社会保険事務所に追納申込みを行う必要があるが、申立人は覚えていないとしていること、ii) コンビニでの保険料納付が可能となったのは平成16年からであること、iii) 申立人は、申立期間①及び②の保険料の納付時期及び納付金額を覚えていないとしていることから、申立人の申立期間①及び②に係る保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録によれば、追納記録に「追納申込期間 平6. 5 - 平7. 3、追納申込種別 全免、追納申出 平9. 4. 11、金額(円) 128,810、納付期限 平10. 3. 31」と記録されており、納付記録を見ると、平成6年5月から同年10月までの保険料が9年5月1日を始めに同年9月18日までに納付されたことが確認できるものの、6年11月以降申立期間①の保険料については納付された記録は無い。このことは、A市の国民年金情報検索システムの納付状況を見ても、オンライン記録同様追納後の申立期間①は申請免除とされており、これら記録に齟齬^{そご}は見受けられない。

さらに、申立人は、申立期間①の保険料を数年かけて納付したとしており、その場合年度ごとに保険料額が異なることから年度ごとの追納納付書が必要となるが、i) 平成6年度の免除期間に係る追納申込記録は前述の平成9年4月11日の追納申出記録のほかに記録は無いこと、ii) 7年度及び8年度の免除期間についても追納申込みをした形跡が無いことから申立期間①の保険料納付に必要な追納納付書は作成されていないものと推認され、保険料を納付することはできなかったものとみられる。

加えて、オンライン記録によれば、申立人は、平成9年1月1日に国民年金手帳記号番号が基礎年金番号に切り替えられ、同年9月22日の厚生年金保険被保険者資格取得日に国民年金被保険者資格を喪失し、同資格の再取得は13年6月12日(15年7月14日に追加処理。)とされており、申立期間②については、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した11年8月1日付けで未加入期間国年適用勸奨者とされたことから、12年4月24日及び13年2月20日に勸奨関連対象者一覧が作成され、A市に対して送付されていることが確認できるものの、申立期間②に係る国民年金加入手続が行われた形跡は無い。このことは、同市においても申立期間②に係る加入記録が無いこととも符合する。このため、申立期間②は国民年金に未加入となり、申立期間②の保険料を納付することはできない。

その上、この時期になると年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式読取機(OCR)による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっていると考えられる。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 3030 (事案 2365 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から50年3月まで

私は、昭和49年頃、A市B区の職員から、今なら遡って国民年金保険料を納付することができる特例があるとの説明を受け、国民年金の加入を勧められたので、同年に同区役所で元夫と共に加入手続を行った。加入手続の際に申立期間のうち、私は20歳からの3年数か月分、元夫は5年分の保険料(二人分で8万円から9万円)を同区役所の窓口で納付した。加入手続後の月額保険料は、900円であると区役所職員に説明されたことを記憶しているので、同年の何月か分からないが、加入手続を行ったのは同年である。その後の保険料は、未納があると年金を受給することができないと思っていたので、未納にならないように集金人に納付した。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年12月1日に元夫と連番で払い出されており、この頃に初めて申立人の加入手続が行われ、その際に遡って資格取得日を44年12月31日とする事務処理が行われたとみられるが、この手帳記号番号払出日を基準とすると、過年度納付と特例納付を利用しなければ申立期間全ての期間の保険料を納付することはできず、遡って納付した期間は3年間で、残る期間は現年度納付したとする申立人の主張と相違すること、及び申立人と一緒に遡って保険料を納付したとする元夫も申立期間は未納とされていることから、既に当委員会の決定に基づく平成22年8月4日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、当初の申立てにおける加入手続時期(昭

和 49 年か 50 年)、納付方法及び納付金額 (遡って 3 年間分の保険料を二人分で 7、8 万円ぐらい納付し、その後、残る期間を集金人納付した。)を、加入
手続時期を 49 年、遡って納付した期間及び納付金額を申立人は 20 歳からの 3
年数か月分、元夫は 5 年分の保険料 (二人分で 8、9 万円) と申立内容を変更
しており、申立人の主張に一貫性がみられない。

また、前述のとおり、申立人の手帳記号番号払出日の昭和 50 年 12 月 1 日 (加
入手続時期は申立人の手帳記号番号前後の任意加入者の資格取得状況から同
年 11 月頃とみられる。)を基準とすると、申立期間のうち、44 年 12 月から 48
年 3 月までの期間は、第 2 回特例納付 (49 年 1 月から 50 年 12 月まで) を利
用して納付は可能であるものの、48 年 4 月から同年 9 月までは時効期間 (2
年) を経過しており、保険料を納付することはできず、同年 10 月から 50 年 3
月までの保険料は、過年度納付を利用しなければ保険料を納付することはでき
なかったと考えられる。

さらに、B 区役所では、特例納付保険料又は過年度保険料を取り扱っていな
いとしており、当該保険料を同区役所で納付することはできなかったものと思
えられ、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況に関する記憶は
曖昧である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる
新たな資料及び情報の提出も無いことから、これは委員会の当初の決定を変更
すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべ
き新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料
を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年7月から4年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月から4年7月まで

会社退職後の平成3年7月に年金手帳を持ってA町役場に行き、国民年金の加入手続をした。その頃の国民年金保険料は、1万2,800円ぐらいで、納付書で毎月銀行か役場の窓口で定期的に納付していた。加入手続は毎回同じ手順で行い、同じように保険料を納付していたのに、申立期間の保険料だけが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年7月にA町役場で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は納付書で毎月納付していたとしているところ、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人が所持する年金手帳の国民年金記録欄に記載されている記号(4桁数字)番号(0から始まる6桁数字)は、7年10月9日に同町に払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の加入手続が行われたものとみられ、加入手続の際に資格取得日を遡って申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した3年7月1日とする事務処理(4年8月1日の資格喪失と7年8月29日の資格取得の処理を併せて行ったものと推認される。)が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間当時国民年金に未加入であったものとみられ、この加入手続時点では時効により申立期間の保険料の納付書は発行されず、申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の保険料は納付書で銀行か役場の窓口で、毎月1万2,800円ぐらいを納付していたとしているところ、申立期間の保険料月額額は平成3年度は9,000円、4年度は9,700円であったことから、申立人が納付し

たとする保険料額とは相違しており、申立期間に係る保険料納付状況の記憶は曖昧である。

さらに、オンライン記録によれば、i) 前述の加入手続後、平成7年8月から同年10月までの期間の保険料が同年11月20日に、同年11月の保険料が同年11月30日に納付され、同年12月から厚生年金保険被保険者となる前の8年8月までは当該月に納付されていること、ii) 9年3月30日の資格取得後、同年3月及び同年4月の保険料が同年4月15日に、同年5月から第3号被保険者となる前の10年8月までは当該月に納付されていること、iii) 平成9年度の保険料月額が1万2,800円であったことから、申立人の加入手続及び保険料納付の記憶は、この時期のものである可能性も否定できない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から58年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から58年6月まで

私は、会社退職後の昭和57年1月中に、A市役所に国民健康保険の加入手続に行った際、市役所の職員に国民年金への加入を強く勧められたので国民年金の加入手続を行った。加入手続後、納付書が送られてきたので定期的に同市役所の本庁窓口か同市内のB銀行か郵便局のいずれかで申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後の昭和57年1月中に、国民健康保険の加入手続と一緒に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、送付されてきた納付書にしたがって定期的にA市役所か金融機関か郵便局のいずれかで納付したとしているが、申立人は申立期間の保険料の納付時期、納付周期及び納付金額についての記憶が無いとしていることから保険料納付に係る記憶は曖昧である。

また、オンライン記録によれば、申立人が、国民年金被保険者資格を喪失した昭和51年7月5日から再び国民年金被保険者資格を取得した59年8月21日までの期間において、国民年金に加入していたことをうかがわせる形跡は見当たらない。このことは、A市が保管する申立人の国民年金に係る資格記録情報の2行目「昭51.7.5 喪」、3行目に「昭59.8.21 得」と記載された内容と一致する。このため、申立人は、申立期間は国民年金に未加入となり、申立期間の保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年2月及び同年3月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

また、申立人の平成12年4月から13年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年2月及び同年3月
② 平成12年4月から13年11月まで

私は、申立期間①の国民年金保険料は、還付済みとの説明を年金事務所で受けたが還付された覚えは無く、申立期間①の保険料が還付済みとされていることは納得できない。申立期間②は、時期はよく覚えていないが、妻が平成12年3月を含む期間で10万円ぐらいの保険料をA社会保険事務所(当時)の窓口で一括納付した。その後、送られてくる納付書か口座振替で納付していたはずだ。申立期間②の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、当該期間の保険料は、還付済みとの説明を年金事務所で受けたがその覚えは無いとしているところ、申立人の国民年金被保険者台帳によると、同台帳の昭和49年度の納付記録欄には、「還付50.2～50.3まで 2,200円 資格喪失 決議 50.3.28」と記載されている上、国民年金保険料還付整理簿には、「金額 2,200円 還付事由 資格喪失 50.2.1 決定年月日 50.3.28 支払年月日 50.4.24」と明確に記載されており、この記載内容に不合理な点はない。一方、この還付整理簿には「小切手期限経過 51.5.10」の記載もあることから、郵便局で還付金の受取が1年間行われなかったために、還付金が社会保険事務所(当時)に戻された経緯も認められる。この場合は、期限内であれば、償還請求の手続により、再度、還付金を請求することは可能であるが、期限内に請求が行われず申立人が還付金を受領しなかったとしても、還付の事務処理自体は適切

に行われており、不合理な点は見受けられない。

また、ほかに申立期間①の保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人は、当該期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これを行ったとする妻は、平成14年3月11日に預金口座から10万円を引き出し、その日にA社会保険事務所で12年3月を含む期間で10万円ぐらいの保険料を納付したとしているところ、申立期間の保険料の納付対象期間、納付金額及び引き出した金額を全額国民年金の保険料に充てたかについてはよく覚えていないとしていることから、申立人に係る申立期間②の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、A年金事務所から提出された妻が納付したとする平成12年3月の領収済通知書によると、納付対象期間は同年3月、納付金額は1万3,300円、領収日付印欄には「B 14. 3. 11 *」とされていることから、妻は14年3月11日にB郵便局で納付したことが確認でき、前述の妻が主張する納付場所、納付対象期間及び納付金額とは相違する。

さらに、妻は、前述のとおり、申立人の保険料を一括納付後、残りの期間は覚えていないが、保険料は、送られてくる納付書か口座振替で申立期間②の保険料を自身と申立人と一緒に納付したとしているところ、妻の納付記録を見ると、申立期間②のうち、妻が納付済みとされている期間は、12年4月から同年7月までの期間、同年9月から13年4月までの期間、同年6月、同年8月、同年9月及び同年11月である。しかしながら、いずれの期間の納付年月日も妻が申立人の保険料を一括納付したとする14年3月11日より前であることが確認できることから、申立人に係る申立期間②の保険料については、妻と一緒に納付書及び口座振替で納付することはできなかつたとみられる。

加えて、妻が申立期間②の保険料を納付したとする時期は、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっていると考えられる。

このほか、申立人が申立期間②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 3034

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年5月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年5月から同年7月まで
私は会社退職(昭和60年5月)後、A市B区役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、私か父親が同区役所か金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職(昭和60年5月)後、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、自身か父親が同区役所か金融機関で納付したとしているところ、父親は、既に死亡しており、申立人も加入手続後に交付される年金手帳の受領の有無、申立期間の保険料の納付金額、納付場所及び納付時期は覚えていないとしていることから、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録によると、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、基礎年金番号導入(平成9年1月)後の15年5月11日とされており、基礎年金番号導入以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。このことは、申立人が所持する制度共通の年金手帳(昭和58年3月22日から使用。)に国民年金手帳記号番号の記載が無いこと、及びA市において申立期間に係る申立人の加入及び納付記録が存在しないこととも符合する。このため、申立期間は国民年金に未加入となり、申立人及びその父親が申立期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年2月から5年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月から5年4月まで

私が就職（平成7年10月）した会社は、社会保険に加入していなかったため、妻がA市B区役所で私の国民年金加入手続を行ったときに、申立期間の国民年金加入手続も一緒に行ってくれた。申立期間の国民年金保険料は、送付されてきた納付書で妻が金融機関にまとめて納付してくれていた。保険料を納付していたことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする妻は、申立人が就職（平成7年10月）した会社は、社会保険に加入していなかったため、A市B区役所で国民年金加入手続を行ったときに、申立期間の国民年金加入手続も一緒に行い、申立期間の保険料は、送付されてきた納付書で保険料を遡ってまとめて銀行に納付したとしているところ、妻が加入手続を行ったとする時期は特例納付実施期間ではなく、制度上、保険料は納付期限から2年を経過すると時効により納付書は発行されず納付できないことから、妻の主張は不合理である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成8年3月28日にA市B区で払い出されていることから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続において、資格取得日を遡って申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した2年2月28日とする事務処理が行われたものとみられる。妻は、前述のとおり、同区役所で申立期間を含めて国民年金加入手続を行ったとしているところ、
i) オンライン記録によると、申立期間に係る「資格取得日：平成2年2月

28日、資格喪失日：平成5年5月6日」の記録は8年4月12日に追加されたものであることが確認できること、ii) 妻は、申立人が所持する年金手帳の国民年金記録欄に記載されている「被保険者となった日：平成2年2月28日、被保険者でなくなった日：平成5年5月6日」、「被保険者となった日：平成7年10月1日」は、加入手続した際に記入されたものであるとしていることから、妻の主張どおり、申立人の国民年金の加入手続の場所については、前述の同区役所で行われ、その際に同区役所で被保険者資格取得日を申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した7年10月1日とするとともに、その時点まで未加入期間であった2年2月28日から5年5月6日までの期間を国民年金加入期間とする事務処理を併せて行ったものとみられる。しかしながら、この申立期間の被保険者資格の得喪記録が追加処理された8年4月12日を基準とすると、申立期間は時効により過年度納付書は発行されず、申立人は申立期間の保険料を納付することはできない。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年8月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年8月から53年3月まで

20歳(昭和50年*月)になった頃、父親がA市役所で私の国民年金の加入手続を行い、私が婚姻(55年*月)するまでの期間の国民年金保険料を近くの金融機関で納付してくれていた。保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は、A市役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料は、近くの金融機関で納付していたとしているものの、申立人が父親に申立期間当時の状況を聞いたところ、当時のことは覚えていないとしていることから、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年5月14日にA市で払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続において、資格取得日を遡って53年4月1日(大学卒業時)とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、申立人が所持する年金手帳及び同市の国民年金被保険者名簿の記載内容とも符合する。この資格取得日を基準とすると、申立人は、申立期間においては学生であったとしていることから、申立期間は、国民年金の任意加入対象者となる期間であり、この期間について制度上、遡って被保険者資格を取得することはできない。このため、申立期間は、国民年金に未加入となり、父親は、申立期間の保険料を納付するこ

とはできなかったものとみられる。

さらに、父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6066

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年6月30日から同年7月1日まで

私は、A社を昭和63年6月30日に退職したので、厚生年金保険資格喪失日は同年7月1日になると思う。退職した月も給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人は、同社を昭和63年6月29日に退職し、同年6月30日に被保険者資格を喪失していることが確認できる上、当該資格喪失日は、オンライン記録の資格喪失日と一致している。

また、オンライン記録によると、申立期間当時のA社では、月末を資格喪失日とされている者が多く見られるところ、同社は、「申立期間当時、会社の慣例として、社員及びスタッフの退職日は、月末の1日前としていたので、申立人についても同様に手続したと思う。」と回答している上、申立人の翌年に同社を退職し月末を資格喪失日とされている同僚は、「会社から言われて、月末の1日前に退職した。」と証言している。

さらに、雇用保険の記録により、申立人は、A社を昭和63年6月29日に離職していることが確認できる上、当該離職日の翌日は、オンライン記録の資格喪失日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年12月から63年9月まで

私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間について、厚生年金保険被保険者記録の標準報酬月額が、給与額に見合う標準報酬月額よりも低く記録されている。給与は、毎月、固定給と歩合給を併せて60万円から70万円支給されていた。しかし、歩合給部分が標準報酬月額に加算されていないので、給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された社員管理表によると、申立人の当該管理表に記載された標準報酬月額は、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、A社は、「申立期間当時は、基本給と歩合給があり、歩合給を除いた支給額を標準報酬月額の算定基礎としていた。昭和63年度途中から外務員報酬として取り扱っていた歩合給を標準報酬月額の対象に含んだと思われ、申立人の記録についても同様だと思う。申立期間においては社員管理表に記載された標準報酬月額に基づく保険料額を給与から控除していた。」と回答している。

さらに、A社の複数の同僚は、申立期間当時の給与額はオンライン記録の標準報酬月額よりも多かったが、給与の内訳として基本給と歩合給があり、標準報酬月額は基本給だけで算定され歩合給は含まれていなかった旨証言している。

加えて、オンライン記録によると、申立人と同時期に勤務し、申立人と同じ職種であったとする複数の同僚の標準報酬月額は、申立期間において申立

人とほぼ同額となっていることから、申立人の標準報酬月額のみが不自然である状況はうかがえない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年1月9日から同年7月1日まで
② 昭和39年7月1日から44年10月1日まで

脱退手当金をもらった記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立期間の2事業所名及びその所在地が記載されているほか、同裁定請求書及び同支給決定伺によれば、同裁定請求書は昭和44年10月3日にA社会保険事務所（当時）において受け付けられ、同年12月12日に隔地払いされたこと（オンライン記録の支給決定日と一致）が確認できる上、同裁定請求書に記載された申立人の住所は、当時申立人が住んでいたとする住所と一致していることなどを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立期間の最終事業所のB事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、脱退手当金裁定請求書受付日から約2か月後の昭和44年12月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立期間の直前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚

生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月19日から44年2月26日まで
脱退手当金裁定請求書を確認したが、私が記載したものではないと思う。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立期間の事業所名及びその所在地が記載されているほか、同裁定請求書及び同裁定伺によれば、同裁定請求書は昭和44年3月5日にA社会保険事務所（当時）において受け付けられ、同年3月31日に隔地払いされたこと（オンライン記録の支給決定日と一致）が確認できる上、同裁定請求書に記載された申立人の住所は、当時申立人が住んでいたとする住所と一致していることなどを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和44年3月31日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人は、「脱退手当金裁定請求書を確認したが、自分が記載したものではないと思う。」と主張しているが、上述のとおり、一連の事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立期間の直前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚

生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

愛知厚生年金 事案6070

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年6月26日から42年2月28日まで
② 昭和42年8月10日から43年3月1日まで

脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の最終事業所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人は、申立期間の前の約2年半の厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受給しており、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえ無い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立期間の直前に脱退手当金が未請求となっている別の2社の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえ、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月1日から42年5月22日まで
A社を退職した後に、脱退手当金をもらったことになっているが、もらった覚えは無い。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和42年7月29日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

愛知厚生年金 事案6072

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年6月15日から41年9月21日まで

私は、脱退手当金についての知識も無く、もらった覚えも無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人の婚姻前の昭和41年10月1日付けで署名及び押印があり、記載された住所についても、当時、申立人が住んでいたと述べている住所地と一致することなどを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる上、申立期間当時の同請求書には厚生年金保険の加入歴を記載することになっているところ、A社に係る脱退手当金未請求期間については、同請求書には記載されておらず、当該未請求期間が存在することに事務処理上不自然さはいふことができない。

また、申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいふことができない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 2 月 1 日から 43 年 3 月 30 日まで
② 昭和 43 年 3 月 1 日から 46 年 1 月 1 日まで

私は、日本年金機構から確認はがきが届き、初めて脱退手当金を受け取った記録となっていることを知った。記憶が曖昧なので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 46 年 2 月 27 日に支給決定されているほか、申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6074

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年7月20日から35年8月16日まで
厚生年金保険の被保険者記録では、申立期間について脱退手当金を支給されたことになっているが、私はもらった覚えが無い。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。
また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。
これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6075

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年9月5日から39年6月1日まで
② 昭和39年6月1日から46年3月21日まで

確認はがきが届き、申立期間について脱退手当金を支給されたことになっていることを知ったが、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和46年3月21日の前後3年以内に資格喪失し、受給資格のある3人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、2人に支給記録が確認でき、いずれも資格喪失日から4か月以内に支給決定がなされている上、そのうちの1人は保管している厚生年金保険被保険者証に「脱」の表示があり、「脱退手当金を受領したと思う。」と述べていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和46年5月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6076

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月26日から42年11月26日まで

私は、A社退職後の昭和43年1月に脱退手当金を支給されたことになっているが、当該時期は転居しており、同社に転居先を伝えていない上、脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和42年11月26日の前後2年以内に資格喪失し、受給要件を満たした15人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、14人に支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和43年1月17日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6077

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年8月10日から24年10月1日まで
② 昭和34年8月1日から38年7月15日まで

日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうか」の確認はがきをもらい、申立期間について、脱退手当金を支給されたことになっていることを知った。脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金支給済みの記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた最終事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和38年7月15日に、申立人と同様、厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、受給要件を満たす女性10人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、9人に支給記録が確認でき、いずれも資格喪失日から4か月以内に支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月半後の昭和38年9月30日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6078

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年3月16日から同年11月1日まで
② 昭和38年11月1日から40年7月20日まで

私は、平成20年3月17日付け「ねんきん特別便」を確認した時に脱退手当金を受給したことになることを初めて知った。今回、日本年金機構からの確認はがきを受け取って再度調査してもらおうと思った。脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和40年10月29日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年3月18日から40年3月21日まで
② 昭和40年4月26日から41年2月16日まで
③ 昭和41年5月1日から43年1月16日まで

日本年金機構から届いた確認はがきを見て、申立期間について、脱退手当金を受給したことになっているのを知った。脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間③に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和43年3月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6080

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年10月1日から33年3月30日まで

私は、年金の裁定請求をする時に、昭和33年8月に脱退手当金を受給したことになっていることを知った。脱退手当金は受け取っていないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページとその前後のページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年3月30日の前後2年以内に資格喪失した者19人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、12人に支給記録が確認できる上、当時は通算年金通則法施行前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月半後の昭和33年8月14日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年3月3日から同年7月1日まで
② 昭和46年7月1日から49年12月31日まで

私はA社を退職後に脱退手当金を受給したことになっているが、受給した記憶は全く無く、そのような制度があることすら知らなかった。また最初に勤務したB社の期間を請求していないのも不自然である。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、当時申立人が居住していた住所地が記載されている上、厚生年金保険脱退手当金裁定伺には、申立人の住所地の郵便局に隔地払いされていたこと、申立人が勤務していた申立期間に係る事業所名（事業所整理記号番号）及び当該勤務期間が記されていることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することだけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年5月1日から41年1月16日まで
② 昭和41年12月1日から42年8月1日まで

申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金が支給されたこととして記録されている。

しかし、私は、支給されたとする当時、脱退手当金を必要とすることは無かった。

また、もしも、脱退手当金を受給するのであれば、全ての被保険者期間を請求するはずである。

私は、間違いなく脱退手当金を受給してないので、調査をして、申立期間①及び②を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る「脱退手当金裁定請求書」によると、社会保険事務所（当時）は当該裁定請求書を昭和42年11月15日に受理し、43年6月24日に隔地払いにより申立人に対して支払われていることが確認できる上、当該裁定請求書には、申立人の署名及び押印が確認でき、公的年金制度の名称欄には、申立期間①及び②に符合する事業所名及び被保険者期間、住所欄には、申立人が住んでいたと証言する当時の住所が記載されており、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかにも脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6083

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年9月1日から39年2月1日まで
② 昭和39年2月16日から41年5月21日まで

結婚した後もA社で仕事を続けるつもりだったが、実際は、家事や出産を控えており、仕事を続けられる状況ではなかったため、同社を退職した。脱退手当金の請求手続をする暇も無かったはずだし、手続をした覚えも無い。脱退手当金支給済みという記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和41年11月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年9月15日から29年4月1日まで
② 昭和29年4月1日から35年9月30日まで

脱退手当金を受け取った記憶は無いので、受給記録を取り消し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和35年9月30日の前後2年以内に資格喪失した者13人（受給資格者13人）の脱退手当金の支給記録を調査したところ、12人について支給記録が確認でき、その12人全員が資格喪失日から4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月半後の昭和35年11月18日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6085

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年11月1日から37年4月19日まで
② 昭和37年4月19日から38年11月1日まで
③ 昭和38年11月1日から40年2月1日まで
④ 昭和40年4月16日から42年7月1日まで

会社を退職する時、脱退手当金について説明を受けた覚えは無く、お金をもらった記憶も無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の最終事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間④に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和42年10月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年3月23日から36年10月1日まで
② 昭和38年3月5日から40年3月11日まで
③ 昭和40年5月1日から41年2月8日まで

当時は、脱退手当金について聞いたことも無く、手続きしたり、お金を受け取ったりした記憶も無い。脱退手当金支給済みという記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の支給については、脱退手当金裁定請求書が現存しており、脱退手当金支給決定何が作成されているなど、適正に裁定手続を行っていることが確認できる。

また、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、当該裁定請求書には、申立人の当時の住所地、申立期間に係る事業所名及びその所在地が記載されているほか、当該裁定請求書及び支給決定何によると、昭和41年5月2日に当該裁定請求書が社会保険事務所（当時）に受理され、同年7月30日に支給決定されていることが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6087

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月2日から24年4月29日まで

厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されているため、厚生年金保険の支給対象とはならないことが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和24年5月31日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6088

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年4月1日から同年7月5日まで
② 昭和34年7月6日から36年9月20日まで
③ 昭和37年2月12日から42年1月22日まで

私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者原票において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日前後2年以内に資格喪失した受給資格のある女性22人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、支給記録のある12人全員が資格喪失日から約6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、いずれも請求手続の時期が退職後間もない頃となっていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和42年8月29日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6089

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月2日から45年10月1日まで

日本年金機構から確認はがきが届き、申立期間については脱退手当金が支給されているため、厚生年金保険の支給対象とはならないことが分かった。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1月後の昭和45年10月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6090

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年8月12日から36年7月21日まで

厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されているため、厚生年金保険の支給対象とはならないことが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和36年9月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。